

地方公共団体金融機構 平成30年度業務概要

- 1 平成30年度の貸付予定について 1
- 2 平成30年度地方支援業務について 2
- 3 地方金融機構債について 4
- 4 平成30年度における公庫債権金利変動準備金
の国への帰属について 5

※ 平成30年度の予算、事業計画等については、平成30年3月に開催予定の
代表者会議において決定します。



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

<http://www.jfm.go.jp/>

平成 30 年度の貸付予定について

■ 平成 30 年度地方債計画における機構資金

平成 30 年度地方債計画における機構資金は、1 兆 7, 799 億円

(単位：億円)

区 分	平成 30 年度 (A)	平成 29 年度 (B)	増減額 (C) = (A) - (B)	増減率 (C) / (B)
機構資金	17,799	18,117	▲318	▲1.8%
〔内訳〕				
一般会計債	4,981	5,018	▲37	▲0.7%
公営企業債	7,356	7,355	1	0.0%
臨時財政対策債	5,462	5,744	▲282	▲4.9%

※ 平成 29 年度及び平成 30 年度の地方債計画は通常収支分及び東日本大震災分の計である。

■ 過疎対策事業債の貸付けについて

○簡易水道施設及び下水道処理施設を対象に貸付け

○利率は、機構特別利率を適用

○償還期限は、原則として公営企業債の簡易水道事業及び下水道事業と同様

		償還期限	据置期間
過疎対策事業	固定金利方式	30	5
	利率見直し方式	40	5

※ 公営企業債の対象とならない事業の償還期限は最長 30 年。

(参考) 貸付利率

償還期限 30 年 (5 年据置) 固定金利	平成 29 年度					<参考> 償還期限 20 年 利率見直し方 式 (10 年 ごと見直し)	
	9/19	10/27	11/28	12/26	1/29		
機構資金 利率改定日	~	9/19	10/27	11/28	12/26	1/29	1/29
機構資金利率 (機構特利)	~	0.50%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.05%
財政融資資金利率	~	0.50%	0.60%	0.60%	0.60%	0.60%	0.05%

※ 機構資金の貸付利率は、財政融資資金と同等

地方公共団体金融機構では、地方公共団体の健全な財政運営の確保に向けて、地方公共団体の財政運営全般にわたるサポート事業として、団体のニーズに合わせた地方支援業務を実施しています。

人材育成

1. JFM地方自治体財政セミナー

先進的な取り組みを行っている地方公共団体からの報告、制度官庁からの制度等の解説、有識者による講演等を織り込んだセミナーを開催します。

※テーマは地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計の活用・運用支援を予定していますが、詳細は別途ご案内します。

2. 資金調達入門研修

初めて資金調達業務に携わる職員を対象として、財政や資金調達に係る基本的な事項（財政制度編と金融編）の研修を実施します。

＜開催時期＞春頃4ヶ所 ※詳細は別途ご案内します。

3. 資金運用入門研修

初めて資金運用業務に携わる職員を対象として、制度や資金運用に係る基本的な事項（関係法令・債券運用の基礎等）の研修を実施します。

＜開催時期＞秋頃4ヶ所 ※詳細は別途ご案内します。

4. 宿泊型研修

地方公共団体の職員が財政運営や資金調達等を行ううえで必要不可欠な財政・金融知識を習得するための研修を実施します。

① 『自治体ファイナンス基礎講座～よりよい資金調達・運用を目指して～』

〔場所〕 全国市町村国際文化研修所（滋賀県：J I A M）

〔日程〕 平成30年7月9日（月）～7月12日（木）《3泊4日》

② 『資金調達・運用戦略の基本』

〔場所〕 市町村職員中央研修所（千葉県：J A M P）

〔日程〕 平成30年9月19日（水）～9月21日（金）《2泊3日》

5. 出前講座

地方公共団体の要望に応じ、講師がお伺いして講義を行います。

実務支援

1. 自治体ファイナンス・アドバイザーによる助言

地方公共団体の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、各団体からの要望に応じて、電話・メール・団体への訪問により、きめ細かなアドバイスを提供します。

〈例〉初めて又は久しぶりに銀行等から借り入れるような市町村等の借入交渉について助言等を実施

2. 専門家派遣

都道府県等が開催する市区町村等を対象とした研修会等に対し、専門家（公認会計士、外部有識者、先進的な取り組みを行っている地方公共団体の職員等）を派遣し、地方公共団体の各種新制度への円滑な移行をサポートします。

① 地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援

新たに地方公営企業会計制度を適用する際に生じる疑問等や経営戦略を策定する際に生じる疑問等を解消するため、都道府県が主催する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣し、実務面でのサポートを実施します。

② 地方公会計制度に係る活用・運用支援

地方公会計制度の活用・運用に関しての疑問等を解消するため、都道府県が主催する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣し、実務面でのサポートを実施します。

3. 地方公会計標準システム導入支援事業

地方公会計の整備促進のために行う地方公会計システムの開発に関し、同システムの開発を行う地方公共団体情報システム機構への支援を行います。

調査研究

以下のような調査研究を実施し、その成果を蓄積・活用するとともに、地方公共団体に随時提供することとします。

1. 地方財政等に関する調査研究

地方公共団体における中長期的な視点に立った財政運営の事例研究の取りまとめを行うとともに、新たなテーマにも取り組み、地方公共団体の財政運営の参考となる先進事例の収集・蓄積や情報提供の充実を図ります。

また、地方公営企業の健全化に関する事項について調査研究を実施します。

2. 地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向等について調査研究を実施します。

3. 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関の最新の動向等について調査研究を実施します。

情報発信

地方公共団体が資金調達等の財政運営の健全性の確保を行う際に役立つ金融知識、他団体の参考事例及び金融データなどを提供します。

（例）学習用テキスト、エラーニング、主要経済指標一覧

〈お問い合わせ先〉

地方支援部調査企画課・ファイナンス支援課

TEL：03-3539-2676

E-Mail：chihoushien@jfm.go.jp

H P：http://www.jfm.go.jp/support/support.html

地方金融機構債について

地方公共団体による機構債での運用について

- 地方公共団体への貸付債権を裏付けとする地方金融機構の発行する債券は、極めて信用力が高く※1、地方公共団体の資金運用に当たって安全で有利な運用手段です。

5年債、10年債、20年債、30年債のほか、投資家のニーズに応じて発行するメニュー（FLIP債※2）などもあり、地方公共団体における多様な運用ニーズに対応しています（平成29年度国内公募債発行見込額：6,000億円程度）。

※1 機構債の格付けは、国債と同じ国内最高水準の格付けです。

※2 FLIP(フリップ)債は、投資家ニーズに応じた年限（2～40年）を発行する地方金融機構独自の債券です（発行規模は2,500億円程度）。

機構債が公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人による余裕金の運用対象になりました

- 平成28年11月24日に地方独立行政法人法施行規則が改正されたことに伴い、平成29年4月1日から地方独立行政法人のうち、公立大学法人と公営企業型地方独立行政法人の余裕金の運用対象として、「特別の法律により法人の発行する債券」であって、「安全かつ効率的な運用に資するものとして、総務大臣が定める基準に適合するもの」が追加されました。

平成 30 年度における公庫債権金利変動準備金の国への帰属について

○公庫債権金利変動準備金について、地方公共団体金融機構法附則第 14 条に基づき、以下の国庫帰属に対応。

①地方交付税総額確保のため、平成 30 年度は 4,000 億円を国に帰属させ、その全額を交付税特別会計に繰入れ。

※平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で総額 9,000 億円以内を国に帰属させる予定であり、平成 29 年度は 4,000 億円を国に帰属させた。

②上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の財源確保のため、平成 30 年度は旧資金運用部資金における同繰上償還の実績に応じた額を国に帰属させ、その全額を財政投融资特別会計財政融資資金勘定に繰入れ。

※平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間で総額 15 億円以内を国に帰属させる予定。



【参照条文】

地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）（抄）

附 則

（公庫債権金利変動準備金等の帰属）

第十四条 総務大臣及び財務大臣は、前条第六項の規定にかかわらず、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金及び同条第八項の積立金の合計額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額として総務省令・財務省令で定める金額を、政令で定めるところにより、国に帰属させるものとする。